

## 公立鳥取環境大学の学章に関する規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第26号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の学章に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学章)

第2条 学章は、別図のとおりとする。

### (学章の使用)

第3条 学章は、次の各号に掲げるものに使用することができる。

- (1) 入学式、卒業式、学位記授与式、記念式典その他本学の式典に関連する文書、装飾物等
- (2) 学位記、学生証、職員証、賞状、各種証明書その他本学が作成する公文書等
- (3) 大学史その他記念誌等本学が発刊する周年等記念事業の刊行物等
- (4) 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに学生の名刺、パワーポイント等の電子データ、封筒、文具、ノベルティグッズ、名札、記章等
- (5) その他学長が学章を使用することが適当であると認めたもの

2 学章を使用する場合は、本学の品位を損なわない、又は損なうおそれがないようにしなければならない。

3 本学の役職員及び学生以外の者又は本学以外の団体が、学章を使用する場合は、所定の許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 学長は、本学の品位を損ない、又は損なうおそれがあると認めるときは、学章の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

### (事務)

第4条 学章に関する事務は、入試広報課において処理する。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、学章の使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年規程第19号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年規程第31号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



備考

- 1 寸法の割合は縦2対横3
- 2 カラー印刷する場合の色はC82%、Y100%を標準とする。